

【資料1】

検察「不服」禁止、回答の全員賛成 再審制度見直しで研究者19人一時事通信アンケート調査

時事通信 社会部 2025年11月17日09時04分配信

https://www.jiji.com/jc/article?k=2025111600147&g=soc#goog_rewarded

確定した刑事裁判をやり直す再審制度の見直しを巡り、再審に関する論文を出した研究者24人に時事通信がアンケート調査を実施した。その結果、回答した19人全員が再審開始決定への検察官の不服申し立て禁止に賛成した。

静岡一家4人殺害事件で死刑となり、再審公判で無罪が確定した袴田巖さん（89）のケースでは、検察側の即時抗告を受け、再審開始決定の確定までに約9年を要した。手続き長期化の要因と指摘されており、超党派議員連盟がまとめた改正法案では不服申し立ての禁止が柱となっている。

再審制度の見直しは法制審議会（法相の諮問機関）部会でも議論されているが、不服申し立ての禁止には検察官や学者の委員ら多数が反対や慎重な姿勢を示している。アンケートで妥当と評価できるか尋ねたところ、18人が「評価できない」、1人が「どちらかと言えば評価できない」と回答した。

部会では、捜査機関保有の証拠開示の範囲についても議論されている。これまでの議論を踏まえ、開示範囲が広がると期待できるか聞いたところ、「どちらかと言えば期待できない」が6人、「期待できない」が11人で、否定的な見方が多数を占めた。

超党派議連の改正法案には、申立人が証拠開示請求した場合に裁判官が原則として開示命令を出す規定なども盛り込まれた。この内容については「賛成」8人、「どちらかと言えば賛成」9人で、反対はなかった。

アンケートは10～11月、過去10年以内に再審に関する論文発表を確認できた国内の現職研究者24人を対象に実施。改正法案や法制審部会での議論など計11項目について書面で尋ねた。

法制審部会の委員14人のうち学者は6人を占める。6人には別途、論文発表の有無を確認。2人は「書いていない」と答え、4人は多忙などを理由に回答しなかった。

法制審人選、「不適切」が多数 「適性に疑いなし」意見も一再審アンケート

時事通信 社会部 2025 年 11 月 17 日 08 時 51 分配信

<https://www.jiji.com/jc/article?k=2025111600154&g=soc>

再審制度見直しの議論を進める法制審議会部会には学者の委員も多く名を連ねる。再審研究者へのアンケートで人選について尋ねたところ、回答した19人のうち13人が「不適切」、4人が「どちらかと言えば不適切」と回答した。

不適切と答えた立命館大大学院の渕野貴生教授は「再審法改革に消極的な法務省の意見を代弁する立場の研究者ばかりが選任されている」と指摘。大阪経済法科大の大場史朗教授も「いわば体制派とも言える研究者が複数（部会に）入っており、本格的な再審法改正は困難という印象を受けた」とした。

九州大大学院の豊崎七絵教授は「研究者の委員らの発言が報じられるたび、それが学界の到達点であるとの誤解が広まっているのではないかと懸念している」と記した。西南学院大の福永俊輔教授も「再審や誤判に関して、これまで積極的に研究してきた方が選ばれていない」と苦言を呈した。

法政大専門職大学院の中島宏教授は「どちらかと言えば不適切」としつつ、「委員はいずれも学界を代表する刑事訴訟法学研究者であり、適性自体に疑いはない」と評価。ただ「他にも再審を専門的に研究し、学術的な価値を高く認められた業績を有する研究者が多数いる。それらの研究者も関与すべきではないか」と疑問視した。

「どちらかと言えば適切」とした近畿大の辻本典央教授は「今回のメンバーは刑法、刑事訴訟法の基本分野に関する研究の蓄積があり、再審に特化した研究業績に乏しいことが必ずしも批判されるべき理由ではない」との考えを示した。

明治大の石田倫識教授は回答として「その他」を選んだ上で、「少なくとも、研究者委員の人選基準などが不透明である点には問題がある」と指摘した。

委員の人選基準について、法務省は「非公開なので差し控えたい」としている。

【資料2】

再審法改正議論のあり方に関する刑事法研究者の声明

2025年11月22日

第1 はじめに

2024年3月に結成された再審法改正に向けた超党派の国会議員連盟は、翌25年2月に再審法改正に向けて議員立法を提出することを確認し、6月に、再審請求における証拠開示の拡大と再審開始決定に対する検察官の即時抗告、異議申立及び特別抗告(以下、一括して検察官抗告という)の禁止を柱とする法案を提出した(現在、継続審議中)。これに呼応するかの如く、2025年2月に諮問され4月に開始された「法制審議会—刑事法(再審関係)部会」(以下、法制審部会と呼称)での審議は、11月26日現在、11回にわたる審議を重ねている。

私たちは、誤判救済に関心を持つ刑事法研究者として、再審制度の運用、さらに再審法改正の動きに対して強い関心を寄せてきた。しかしながら、報道ならびにこれまで公開された法制審部会の審議状況を見る限り、1 証拠開示の範囲を新証拠と関連する部分に限るべきである、2 違法・不当な再審開始決定に対する検察官抗告は必要であるといった議論が主流を占めている。再審法改正の必要を踏まえた意見なのか、疑問を生じさせる意見も少なくなく、冤罪被害者にとっては、パンの代わりに石を与えるものとなりかねない方向さえ見て取れる。多くの単位弁護士会が、議員立法による再審法改正の速やかな実現を求める声明を发出しているのも、このような審議状況への危惧に由来する。

このような状況にかんがみて、私たちは、再審法改正のために何が必要かを問い直すべく、本声明を表出するものである。

第2 立法事実と再審の理念を踏まえた法改正の必要性

1 今回の再審法改正問題は、無辜の救済のための制度である再審制度が現実には機能不全となっている事実を端を発する。そして、その中核的要因として、検察官の裁判所不提出記録の証拠開示の有無・広狭により再審の可否が左右されていること(いわゆる「再審格差」)、再審開始決定に対する検察官抗告により救済が阻害・遅延させられていることがつとに指摘されてきた。

従って、再審法改正に関する議論は、少なくともこの2点を是正することを前提とする必要がある。そのためには、証拠開示の果たした役割、検察官抗告によってもたらされた弊害を実際の再審事件に即して検証することが不可欠である。

また、再審請求手続において、確定判決の見直し(いわゆる旧証拠の再評価)を、請求人が提出した新証拠と関連する部分だけに限ろうとする裁判実務の動きもあるが、無辜の救済という再審の理念にそぐわず、法律の改正とともに、このような動きを乗り越えていかねばならない。

2 証拠開示について、そもそも刑事事件における証拠は、犯罪の存否・行為者の特定のために収集された一種の公共財であり、その収集者(警察・検察)が独占すべきものでない。仮に刑事司法の円滑な運営や個人のプライバシー保護のため不開示とすることが許容されるとしても、それは例外的措置にとどまるべきものである。特に再審の場合、確定判決にまで至っているのであるから、証人威迫や証拠隠滅等の、開示による司法上の弊害の危険は事実上消滅している。

また、通常審の段階を含め、被告人側は、捜査・訴追機関側がいかなる証拠を保持しているかを完全に把握することができない。この点で、もともと武器の不平等が存在する。くわえて再審の場合、証拠開示の範囲を新証拠と関連する部分に限定することになれば、請求段階で想定しうる争点のすべてについて新証拠を用意することが必要となり、請求人側に不可能を強いることとなる。

実際の再審事例を見ても、広汎な証拠開示の必要性は明らかである。袴田事件では、請求人に対する違法・不当な取調べの事実を明らかにする録音テープの存在や 5 点の衣類の色が長期間のみそ漬けを経た犯行着衣とすると不自然であることを示すカラー写真などの開示が再審開始・再審無罪に直結している。福井女子中学生殺人事件でも、請求人の有罪を基礎づける関係者供述が虚偽であることを示す捜査報告書等の存在が証拠開示によって明白となった。かつての松山事件においても、重要な物証に関する鑑定手続に不可解な点があることを明らかにしたのは、裁判所不提出記録であった。

これらはいずれも請求人側が存在を知りえない証拠なのであり、再審請求における証拠開示を広く認めることがいかに重要であることを示唆している。

3 検察官抗告については、検察官は再審請求手続の訴訟主体ではないから、本来、抗告の権限も持っていないというべきである。再審開始決定に対する検察官抗告は、これに対する請求人の応訴の負担を発生させる。当事者でもない検察官に、請求人に対して応訴を強いる資格などないはずである。くわえて、検察官による攻撃の権限(公訴権)は、少なくとも確定後は消滅しているはずである。検察官の公益代表性や再審の二段階構造といっても、それだけでは、抗告権という検察官の具体的権限を裏付ける法的根拠たりえない。現状としても、再審請求手続が(ある意味で必要以上に)厳密・厳格に運用されている点からみて、違法・不当な開始決定はごくまれにしかおこりえず、そこでの証拠評価等の事実認定上の誤りは再審公判で正せばたりる。

むしろ、財田川事件、島田事件、袴田事件など、再審開始決定を取り消した決定が後に上級審で破棄され、再審開始に至ったケースは少なくない。免田事件や福井女子中学生殺人事件など再審開始決定の取消しが確定しつつ後日の請求で再審が開始された事例も存在している。

また少なくとも、1970 年代末から現在に至るまで死刑再審無罪 5 事件(免田、財田川、松山、島田、袴田)や多くの再審無罪事件が検察官抗告を経験していることに照らし、検察

官が十分かつ慎重な検討を行って対応してきたと評価することはできない。すなわち、もはや検察官の裁量に委ねて済ますことはできない状況に至っており、何らの立法的手当ても要しないというのは到底正当化されまい。

4 これらの立法事実を踏まえたうえでもうひとつ重要なことは、再審の持つ、誤判救済、無辜の救済という理念に即した法改正を進めることである。再審は、これまで、確定判決に由来する法的安定性と具体的正義の調和のもとに成立する制度であると理解されてきた。判決の確定に軽視できない重要性が存在することも、確かではある。

しかし、二重の危険が憲法上の権利とされたことにより、判決の確定は何よりも被告人の権利でもあることが確認された。現行法が再審制度を利益再審のみに限って認めたのも、その現われである。そこには、法的安定性といっても、それは確定判決の尊重だけを意味するのではなく、正しい事実認定によらない限り有罪とされてはならないということの保障も含意されていることを見逃してはならない。

現在、再審の理念が「無辜の救済」と捉えられているのも、以上のような観点に由来する。この理念は、再審制度の解釈・運用のみならず、再審における証拠開示や検察官抗告の禁止等その制度設計においてこそ活かされる必要がある。

現行法の下でも、通常審において、手続の適正が確保されないまま有罪が確定してしまうことは十分考えられる。また、適正な手続を経て有罪確定判決が形成されたからといって、誤判はおこりえないなどということとはできない。従って、確定判決の尊重や通常審の手続との整合性を理由に掲げて再審手続における請求人の権利を制約することは、冤罪から目を背けることにほかならない。

第3 求められる再審法改正とは

冤罪・誤判は最大の人権侵害のひとつである。それ故、冤罪・誤判を生まない刑事司法、また、不幸にして生じた冤罪・誤判の犠牲者を確実に救済する刑事司法を確立することは、国家にとっても市民にとっても不可欠の課題である。そしてそれは、思想信条・党派の違いを超えて共有されるべき課題でもある。全国会議員の半数を超える議員が再審法改正に向けた議員連盟に参加し、また全地方議会の5割に迫る議会が再審法改正の意見書を採択した(27の道府県議会を含む831議会)のは、このためである。

再審請求手続の機能不全、それに由来する誤判救済の阻害と遅延という事実が再審法改正の原点であった。この原点にかんがみれば、証拠開示の大幅な拡充とその制度化、そして検察官抗告の禁止を柱として、誤判救済を容易かつ迅速化する再審法改正こそが求められているといえよう。

私たちも、刑事法研究者として、このような課題の実現に寄与したいと考える。

上記のような観点から、再審法改正論議の現状を憂慮して、本声明を公にするものである。

以上

■呼びかけ人(50 音順)

石田倫識(明治大学教授)

大出良知(九州大学・東京経済大学名誉教授)

川崎英明(関西学院大学名誉教授)

4

葛野尋之(青山学院大学教授)

斎藤 司(龍谷大学教授)

笹倉香奈(甲南大学教授)

白取祐司(北海道大学・神奈川大学名誉教授)

新屋達之(元・福岡大学教授)

高田昭正(大阪市立大学名誉教授)

高平奇恵(一橋大学教授)

田淵浩二(九州大学教授)

豊崎七絵(九州大学教授)

中川孝博(國學院大学教授)

淵野貴生(立命館大学教授)

松宮孝明(立命館大学特任教授)

三島 聡(大阪公立大学教授)

水谷規男(大阪大学教授)

【資料3】

迅速・確実な無辜の救済のための再審法改正を求める刑事法学者の緊急声明

2026年4月6日

第1 声明の趣旨

法制審議会第204回会議は、2026年2月12日、刑事法（再審関係）部会がとりまとめた改正の要綱（骨子）を含む「諮問第129号に対する答申案」を、賛成12、反対4（棄権1）により、原案の通り採決し、同案を法務大臣に対する答申とした。4月上旬には法案の国会提出が予定されているという。

再審法改正に求められるのは、迅速・確実に誤判を発見・是正し、無辜を救済するという目的のために再審を十全に機能させることである。これまで、冤罪被害者、日弁連・単位弁護士会、多くの報道機関のほか、再審法研究者4名による「再審法の改正に関する意見」（2025年12月2日）、刑事法研究者135名による「再審法改正議論のあり方に関する刑事法研究者の声明」（同日）、裁判官経験者63名による「再審法改正に関する元裁判官の共同声明」（12月3日）は、そのような改正を強く求めてきた。しかし、要綱（骨子）は、本来の目的を見失い、再審の機能を低下させる危険さえはらんでいる。

要綱（骨子）には様々な問題がある。本声明は、そのなかから①再審請求についての調査手続、②再審請求審における証拠の提出命令等について、要綱（骨子）が提案しなかった③再審開始決定に対する検察官不服申立の禁止について、問題点を指摘したうえで、あるべき再審法改正の方向を示すこととする。

第2 再審請求についての調査手続

1 要綱（骨子）は、「再審の請求を受けた裁判所は、遅滞なく、その請求について調査しなければならない」とし、裁判所が、要式を満たさない不適法な請求のみならず、「再審の請求の理由がないことが明らかであると認めるとき」にも請求を棄却しなければならないとした。他方、再審請求に理由のあることが明らかの場合には、直ちに再審開始決定を行うが、その他の場合には、「審判を開始する旨の決定」を行うべきこととした。再審部会において、裁判所が直ちに終局決定をすべき事案と、再審請求の理由の有無について審理を必要とする事案とを早期・的確に選別することにより、再審請求手続の円滑化・迅速化を図るためのものと説明された。

しかし、不適法な請求はこれまでも短期間で棄却されており、事件処理に長時間を費やしている事実はないから、調査手続を設ける必要はない。

2 要綱（骨子）は、裁判所が「再審の請求の理由がないことが明らかであると認めるとき」（第3・2(2)(エ))は、請求棄却の決定をしなければならないとした。しかし、これがどのような場合をいうのかは明確にされていない。このような棄却事由を設けることによ

り、裁判所が、不提出証拠の提出命令も（第1・1(1)）、証人尋問、検証・鑑定など事実の取調べも（第3・3(1)）、意見聴取さえも行わないままに（第3・4(1)）、請求人の提出証拠が無罪を言い渡すべき明らかな新証拠（刑訴435条6号）に当たらないとする実質的な判断を行い、「再審の請求の理由がない」として請求を棄却してしまうおそれが生じる。棄却される請求のなかには、裁判所が再審請求の理由の有無を判断するために審理を尽くしたならば、再審開始の決定に至るような事案も含まれることとなろう。

3 したがって、改正法において、調査手続を新設すべきではない。

第3 再審請求審における証拠の提出命令等

1 再審法改正において最も重要な課題とされてきたのが、裁判所不提出証拠の開示の拡充である。再審開始・再審無罪が確定した多くの事件において、裁判所の命令・勧告に応じて検察官が開示した証拠が決定的な役割を果たしてきた。他方、裁判所のなかには、請求人・弁護人が強く求めたときでも、開示の命令・勧告に消極的な姿勢をとり続けたものもあった。

要綱（骨子）は、調査手続を経て請求審理手続に入った後、裁判所が、検察官の意見を聴いたうえで、「再審の請求の理由に関連すると認められる証拠について、その関連性の程度その他の当該再審の請求についての裁判をするために提出を受けることの必要性の程度並びにその提出を受けた場合に生じるおそれのある弊害の内容及び程度を考慮し、相当と認めるとき」に、裁判所が請求人・弁護人の請求または職権で、検察官に「当該証拠の提出を命じなければならない」とした（第1・1(1)）。

要綱（骨子）が裁判所に証拠の提出命令を義務付けたことは、現在の実務を進展させるとの見方もありえよう。しかし、答申要綱（骨子）の内容には、重大な問題がある。

2 第1の問題は、請求人・弁護人に対する直接開示でなく、裁判所への「提出」とした点である。

再審請求手続においては、請求人側が、新証拠に基づき再審請求の理由を提示しなければならず、裁判所が、その理由の有無を判断することになる。請求人側にこのような負担を課していることからすれば、請求人側が新規性・明白性の認められる証拠を発見・提出し、再審請求の理由を追加・変更するための契機となるよう、請求人・弁護人への直接開示という枠組みを採用すべきである。

第2の問題は、要綱（骨子）が、提出命令の対象を「再審の請求の理由に関連する」証拠に限定した点にかかわる。

再審請求の理由との関連性については、その範囲が不明確である。再審部会の議論においては、請求人が提出した新証拠ないしそれに基づく具体的な事実の主張と直接関連する範囲3を超えて、より広く関連性を認めるべきことが確認され、「答申」の「付帯事項」も、「当部会再審部会における議論も参考にしつつ、関連性・必要性が認められる証拠の範囲が不当に狭くならないようその判断が適切に行われることを期待する」とした。

しかし、再審請求の理由との関連性は、新証拠が関連する旧証拠の証明力をどの程度弾効するか、その弾効効が他の旧証拠にどの程度波及するかについての裁判所の評価によって左右される。また、これまで検察官は、新証拠およびそれに基づく具体的な事実の主張と直接または密接に関連する証拠のみが開示対象となるとの立場をとってきたから、裁判所が提出命令を決定するにあたり、再審請求の理由と関連しないとする反対意見を示すこともありえよう。上記の「期待」が確実に現実化するとはいえない。実務のなかで「再審の請求の理由」が狭く解されることとなれば、提出命令の対象となる証拠はそれに伴い限定され、再審開始決定を導いてきた重要証拠が提出されないままに終わるおそれがある。

第 3 に、要綱（骨子）は、裁判所が、証拠の提出命令を決定するかどうかを判断するために検察官に証拠または一覧表の提示を命じることができるとしながら、提示された証拠・一覧表を弁護人に閲覧・謄写させることはできないとした（第 1・2(3)）。また、請求人側に証拠一覧表を直接開示させる手続を提案することはなかった。

要綱（骨子）は、請求人・弁護人に裁判所の提出命令の請求権を認めた。しかし、捜査機関がどのような証拠を収集・作成し、検察官の手許にどのような不提出証拠があるのかを知ることができなければ、請求人・弁護人は、必要な証拠について提出命令を的確に請求することができない。提示された証拠・一覧表、あるいは開示された証拠一覧表を手掛かりにして、的確な請求を行うことが困難である。

3 さらに、要綱（骨子）は、提出された証拠の目的外使用を一律に禁止し、その違反に対して刑罰を科すこととした（第 1・5 および 6）。

従前より存在する通常審手続における目的外使用の禁止（刑訴法 281 条の 4、同 281 条の 5）については、過剰な規制であるとの批判がなされてきた。再審請求手続が非公開であるにもかかわらず、目的外使用を一律に禁止するならば、研究、報道などに支障が生じるだけでなく、請求人・弁護人が支援者の協力を受けつつ再審請求を進めることも困難となろう。

過去の再審無罪事件において、支援者の協力が重大な役割を果たしてきたことからすると、迅速・確実な無辜の救済が遠くおそれがある。目的外使用を一律に禁止すべきではない。

4 以上から、法改正においては、裁判所への提出命令でなく、請求人・弁護人への開示命令という枠組みを採用すべきである。このとき、開示命令の対象は、広く捉えられるべきであり、かつ、開示の必要性は、請求人が新規性・明白性のある証拠をあらためて提出し、再審請求の理由を修正・追加するために開示を受ける必要性という視点から判断されるべきである。さらに、裁判所が審理の過程で、再審請求の理由の有無を判断するために必要と認めた証拠の提出ないし開示を命じる手続をも設けるべきである。

「再審の請求の理由に関連」する証拠の裁判所への提出命令という枠組みを維持するのであれば、関連性については、再審議連の法案と同様（再審議連が 2025 年 11 月 14 日に法務大臣に提出した「再審法改正にかかる要望」）、再審請求の理由と明らかに関連しな

い場合を除くという趣旨を明示すべきである。また、請求人・弁護人は、提示された証拠・証拠一覧表を閲覧・謄写できるとすべきである。

目的外使用を一律に禁止する規定を設けるべきではない。

第4 再審開始決定に対する検察官不服申立の禁止

1 要綱（骨子）は、再審開始決定に対する検察官の不服申立の禁止を提案することではなく、「答申」の「附帯事項」が、「再審開始決定に対する不服申立については、検察官において、もとより結論ありきではなく、慎重かつ十分な検討を確実に行った上で適切な対応がなされることが望まれる」とするにとどまった。

しかしながら、検察官の不服申立を禁止しなかったことには、重大な疑問がある。

2 不服申立を認めるべきとする根拠として、違法・不当な再審開始決定を早期に是正する必要があり、また、最高裁まで争われ、確定した有罪判決を下級審の再審開始決定だけで覆すこと認めるならば、刑事司法に対する信頼が損なわれかねないとする意見がある。

しかし、再審開始決定は終局判断でなく、再審公判を開始するという中間的決定である。

再審開始決定が確定した後は、再審公判がある。仮に再審開始決定に誤りがあったとしても、検察官は再審公判においてその是正を求めることが可能である。したがって、再審開始決定に対する検察官の不服申立を禁止しても、刑事司法に対する信頼が損なわれることはない。むしろ、迅速・確実な無辜の救済を可能にすることこそが、刑事司法への信頼を高めることになる。

3 再審請求の理由の有無を判断する再審請求審と、罪責の有無を判断する再審公判とでは審判の対象が異なるので、それぞれに不服申立が認められてよいとする意見もある。

しかし、再審請求審が、請求人側の提出した新証拠が無罪を言い渡すべき明白な証拠であると認めて再審開始を決定した場合であれば、実質的にみたとき、再審請求審の明白性の判断は、再審公判が行うこととなる有罪・無罪の実体判断とほぼ重なるものである。それゆえ、再審開始決定の当否を再審請求手続においてさらに争うことを許す必要はない。再審公判の場において、証拠法則に則り、被告人に対する手続保障を備えた対審・公開の審理を通じて、裁判所が有罪・無罪の実体判断を行うことによって、決着をつけるべきである。

4 裁判に対する不服申立は、本来、裁判を受けた手続の当事者がその裁判の見直しを求めるために認められるものである。再審請求手続において、検察官は自ら請求人となった場合を除き、当事者ではない。「公益の代表者」という検察官の一般的地位から、不服申立という重大な権限を導き出すことはできない。

過去の実例が示すように、検察官の不服申立を認めると、再審開始決定の確定が遅延し、迅速な無辜の救済ができなくなる。再審公判であれば、再審請求審の審理を通じて争点が明確化していることに加え、刑訴法・刑訴規則において審理手続に関する詳細な規定

が整備されているから、再審請求手続に比べ、より迅速に審理を進めることが可能である。再審開始決定に対する検察官の不服申立を禁止することにより、再審公判の判決確定までの迅速化が達成されるはずである。

「答申」の上記「附帯事項」にもかかわらず、過去の実例から明らかな通り、検察官に対して「適切な対応」を期待することはできない。

再審開始決定に対する検察官の不服申立は禁止すべきである。

第5 迅速・確実な無辜の救済のための再審法改正を求める

以上のように、再審請求についての調査手続、再審請求審における証拠の提出命令等、再審開始決定に対する検察官不服申立という3点に限っても、要綱（骨子）は、重大な問題をはらんでいる。再審法改正の目的は、迅速・確実に無辜を救済するために再審の機能を強化することである。改正法が要綱（骨子）の内容を具体化するようなものとなれば、この目的が達成されることはない。かえって目的が阻害されるおそれさえある。

誤判はたんに観念的な可能性としてではなく、現実的な実体として存在する。それは、雪冤を果たした過去の誤判事件の数々が示すところであり、これらの事件にみられた誤判原因は、いまでも残存している。誤判は、最大の人権侵害のひとつであり、このうえない不正義である。誤判を完全に回避することができない以上、迅速・確実に誤判を発見・是正し、無辜を救済するために、再審が十全に機能するようにしなければならない。このときにこそ、刑事司法は健全性を保持し、真の信頼を獲得することができる。再審法改正は、そのためにこそある。

以上

[呼びかけ人]

石田倫識 明治大学教授

指宿 信 成城大学教授

大出良知 九州大学・東京経済大学名誉教授

川崎英明 関西学院大学名誉教授

葛野尋之 青山学院大学教授*

斎藤 司 龍谷大学教授

笹倉香奈 甲南大学教授*

白取祐司 北海道大学・神奈川大学名誉教授

新屋達之 元・福岡大学教授*

高田昭正 大阪市立大学名誉教授

高平奇恵 一橋大学教授

田淵浩二 九州大学教授*

豊崎七絵 九州大学教授*
中川孝博 國學院大学教授*
渕野貴生 立命館大学教授*
松宮孝明 立命館大学特任教授
三島 聡 大阪公立大学名誉教授*
水谷規男 大阪大学教授*

(*印は声明事務局)

【資料4】

再審法改正を後退させるのは誰か——岡本洋一准教授に聞く、法制審と「検察官司法」という構造

刑事弁護 OASIS 2026年2月12日公開

<https://www.keiben-oasis.com/38535>

2024年9月26日、逮捕から58年の時を経て、袴田巖さんに再審無罪判決が言い渡された。捜査機関による証拠の捏造によって、危うく死刑になっていたかもしれないという未曾有の誤判被害に、再審法改正の議論は一気に盛り上がりを見せた。

2024年3月に「えん罪被害者のための再審法改正を早期に実現する議員連盟」が発足し、党派を超えて過半数の国会議員が名を連ねた。一方で、その動きに対抗するように、法務省は法制審議会—刑事法（再審関係）部会（以下、法制審と略）を立ち上げ、審理を始めた。しかし、その内容は、証拠範囲の範囲を狭め、検察官抗告を容認するなど、「改悪」としか言いようのないものであった。

法制審では、刑事法の専門家が集まって適切に議論する場が整えられているように見える。しかし、どうして結論は、検察官抗告を禁止しないなど、誤判・冤罪被害者が求める方向へと進んでいかないのか。刑事立法と検察官人事について研究している熊本大学大学院人文社会科学部（法学系）の岡本洋一准教授は、「再審法改正と法務省刑事局長——日本の刑事立法の実態から考える検察官司法」という論文を昨年10月に発表し、その答えは「検察官司法」という構造によるものだと指摘する。

刑事立法の現状を実証的に研究し続けている岡本准教授が、「検察官司法」という構造をどのように捉えているか、再審法改正を審議している法制審の現状をどのように受け止めているか、2026年1月28日に話を聞いた。

——法制審の第16回会議（1月20日）で、法務省事務局から、再審法改正の試案が提出された。試案は、検察官抗告の禁止規定が入っていなかったり、証拠開示の範囲を狭めるなど、誤判・冤罪の被害者の早期の救済からはほど遠いものだったが、どう受け止めているか。

法務省に出向する検事が事実上支配する法制審のあり方を研究してきた者としては、特に驚きはない。

問題は、議論の前提認識、新たな立法の前提となる立法事実への考え方が大きく違う点にある。議連等での議論は袴田さんへの再審無罪や福井女子中学生殺人事件における再審無罪などを前提にしているが、法制審の議論はそこからは出発していない。

もともと再審制度ができたのは無辜の不処罰のためである。三審制で審理を尽くしても、人間が判断することである限りミス（誤判）はありうるので、不利益再審の規定はない。再審制度は、再審請求人のためにあるはずなのに、誤判・冤罪被害者を救済できないような制度を作ろうとしているとしか思えない。誤判・冤罪被害に苦しむ人たちの人生を何とも思っていないとしか言いようがない。

——前提認識の違いとは具体的にどのような点か

法制審の第1回会議（2025年4月21日開催）への諮問129号には、「近時の刑事再審手続をめぐる諸事情に鑑み」とあるだけである。そこには、一連の再審無罪に至った誤判についての反省などは明言されてはいない。見方によっては、「これまでの再審制度については、特に問題はないけれど、とりあえず諮問に例示していることについて議論してください」とも読める。

また、第1回会議で配布された統計資料では、毎年400件以上の再審請求が申し立てられているというデータを示して、件数が多すぎて事務が滞るといった点から議論が始まった。もっとも、その400件の中に袴田さんの事件や福井での事件があるわけだが、「例外的な事案」として扱われてしまう。ここに、再審制度をどう捉えているかという、決定的な落差が見られる。

——論文において「検察官司法」という言葉を再定義しているが、どのような意味か。

従来から指摘されてきた「検察官司法」とは、検察官が、刑事訴訟法などに基づき、法律家として捜査→起訴→公判→有罪宣告後の死刑執行などへの立会いにも関与すること、とくに、有罪見込みのある事件のみを選別して起訴し、高い有罪率を維持する権限を検察官が握っていることを意味する（狭義の「検察官司法」）。

わたしの研究では、そこから発展させて、広義の検察官司法として、刑事裁判では一方当事者として被告人を有罪にしようとする検察官（検事）が、他方で、刑事立法の提案段階においては、法務省事務官（検事）として、深く、組織的に関与できるという仕組みが、非常に強固に構築されている現状を明らかにしようとした。

たとえば、刑事裁判がリングだとして、リングの上で戦っているときも検察官が圧倒的なチャンピオンなのに、そのルールを作るプロセスにもチャンピオンが深く関与できる。スポーツで考えればフェアとは言い難い状況である。

——「検察官司法」は法制審の場で具体的にどのように表れているか。

法制審は、ごく少数のエリート検事が出向している法務省事務当局によって運営されている。今回の法制審の委員について言えば、弁護士の高志田祐美委員、村山浩昭委員と田岡直博幹事が上記試案に対して提出した意見書によれば、「委員及び幹事のうち5名は、法務省刑事局の職員及び検事であり、法務省刑事局の職員も検事」であるとされている。実際には、検事出身の委員と幹事は計7名である。

具体的には、2025年10月末時点で法制審の委員は合計13名、肩書に「教授」とある学者委員は5名（ただし後藤真理子氏は元裁判官）、検察官3名、弁護士3名、裁判官1名と警察官僚1名である。同法制審の幹事は9名で、肩書から分かる検察官は、3名だが、正確には、「内閣法制局参事官」の肩書をもつ吉田誠氏の前職は、東京地検検事兼法務省刑事局付検事である（したがって法制審の委員・幹事計22名中7名が検事）。内閣法制局には、裁判官も出向しているが（『政官要覧』を参照）、これまでも刑事立法を議論する法制審委員となるのは、検事出身者が多いようである。

また、法制審の議論において、「事務局案」などを示すのは、法務省参事官（幹事）などが多い。さらには、その先の法案作成についても法務省刑事局の出向検事たちが行うこととなる。

法制審の再審法改正の議論が、このまま内閣から閣法となる場合には、同じく検事が出向する法務省刑事局が法律案を作成し、その後の国会における政府側の答弁は、法務大臣など以外は、おもに法制審委員でもある法務省刑事局長が行う。さらに言えば、その後の法令解説も、法務省刑事局付検事などが、各雑誌（『法曹時報』『法律のひろば』『ジュリスト』など）に執筆する。これら法令解説は、弁護士が裁判所に出す各書面の基本文献にもなり、裁判所の判断の大きな指針となっている。このように検察官は刑事立法全般に組織的に関与している。

——法制審での再審法改正の議論が誤判・冤罪被害者の求める方向に進まないのは、検察官が意図的にコントロールしているからなのか。

そうではない。個々の検察官は、強い正義感を持って職務に就いているはずである。ただ、組織の一員としては、最初は小さな歯車であったものが、次第に大きな歯車になっていき、結果として、今回のような誤判救済に結びつかないような再審法改正へと至る。

決して個々の検察官を責めるつもりはない。問題は、上記のような検察が組織的に深く関与する刑事立法の「構造」にある。

——これほど重要な構造がありながら、なぜ今まで真正面から研究されてこなかったのか。岡本先生があえてこのテーマに取り組み続ける理由は何か。

上記のような刑事立法への検察官関与は、学界において「研究するまでもない当たり前」のこととされ、研究しても意味がないと思われるからだと思う。しかし、誰も研究していないからこそ研究する、誰も言わないことを言うのが研究者の役割だと思う。専門家（研究者）はなんのために存在するのか、社会からの問いに答える義務があると思う。いずれにしても、専門家は権力の侍従ではない。

たしかに、権力に迎合したくなる気持ちも理解はできる。とはいえ、研究者としての人生は短く、人はいずれ死ぬ。2023年に原因不明の病気で10日間ほど意識不明になり、職場復帰に3ヶ月かかった。どうせ死ぬなら、研究者として、誰も論じていない論文、誰か

の心を動かすような論文を後世に残したいと思うようになった。

——検察官が法制審の委員として、また法制審の事務局として刑事立法過程に関与している意味で、「検察官立法」とも呼べる現状を糺す方法はあるのか。

このような厳しい現状を打開する方法はあると言いたい。上記のような刑事立法における検察支配を改善する方法は、本来の立法者であるべき国会議員の役割だと考える。

たとえば、「えん罪被害者のための再審法改正を実現する議員連盟」が発足され、加入した国会議員が、全体の過半数を超えたこと（2025年5月1日）には、正直非常に驚き、ある意味で感動すらした。現在の刑事司法に対して大いに憂慮し、あるべき刑事司法をめざして運動されている「選良」という名にふさわしい政治家もいるのだと思った。このような議員立法が、法制審の議論に少しでも良い圧力になれば良いと思う。

——検察官司法を研究する者として、再審法について市民にどのような視野を持ってもらいたい。

再審法に不備があるのは明らかなのに、法制審はそれに応えようとしない。その落差に違和感を持つ人は多いと思う。今回の論文によって、その答えは法務省の検察官たちが組織的に刑事立法に関与しているという構造にあるということを理解してもらいたい。

そして、その構造を許しているのは、究極的に言えばわたしたち市民である。再審制度について、刑事立法のあり方について、関心を持たないのなら、現状は今後も何も変わらない。誤判・冤罪は誰にでも起こりうる問題で、全員が他人事ではなく、自分たちのこととして考えなければならない。構造を知ったら、次はどう変えるかという視点に繋げていくことが大切である。

【資料5】

朝日新聞「私の視点」2026年2月6日付 指宿信「再審制度見直し 法制審要綱案 迅速な冤罪救済に有効か」

私の視点



成城大学教授 〈刑事訴訟法〉

指宿 信

「悪法は法がないよりなお悪い」
 法律は、社会で起きている問題に
 対処すべく議会で作られる。ところ
 がその法律が解決を導くには有効で
 ない場合もある。そうした事態が生
 じると、法学の世界では古くから冒
 頭の警句が発せられることがある。

法制審議会（法相の諮問機関）の
 部会が2日、誤判救済の手続きであ
 る再審制度の見直し要綱案を取りま
 とめたが、まさに悪法が作られる疑
 いがある。元裁判官63人と、私を含
 む刑事法学者ら135人が昨年12
 月、現状より冤罪救済が困難にな
 かねないと、法制審の議論を危惧す
 る声明を発表したのはそのためだ。

五つの死刑事件も含めて、戦後に
 再審無罪を勝ち得た事件では、長期
 にわたり請求を続けてようやく雪冤
 を果たしている。厚い壁の原因はま
 ず、無罪方向の証拠への再審請求人
 のアクセスが法的に保障されておら
 ず、裁判所が再審開始を決めても検
 察の不服申し立てにより審理が長期
 化してきたことにある。

昨夏、超党派の国会議員連盟がま
 とめ野党議員らが提出した再審法改
 正案は、この2点の改革を主眼と
 し、迅速な誤判救済の道を開くもの
 と期待されていた。ところが法務省
 は、議員立法の動きとは別途、再審
 制度の見直しを法制審に検討させ
 た。そして今回の要綱案は、証拠開
 示の対象範囲を限定し、証拠一覧へ

再審制度見直し 法制審要綱案

迅速な冤罪救済に有効か

の弁護人の閲覧も制限した。検察官
 の不服申し立ても禁じていない。到
 底、冤罪犠牲者の声に応えたものに
 はなっていない。

なぜこうした方向に議論が進んだ
 のか。理由の第一は、我が国で繰り
 返されてきた再審無罪事例に学んで
 制度の問題点を洗い出し、立法事実
 を明確に提示することをしないまま
 審議が行われてきたことだ。

第二は、本来改革される立場にあ
 る検察の出身者が法制審の事務局を
 担っていることだ。中立性、客観性
 を欠いていることは明らかだ。

第三は、審議会の研究者委員が学
 界の意見を代表していないことだ。
 再審に関する論文を書いた研究者へ
 時事通信が行ったアンケートでは、
 回答した19人全員が、再審開始決定
 への検察官の不服申し立て禁止に賛
 成していた。だが、法制審の学者委
 員の中に再審制度の専門家はずら
 一人もいない。議員立法の改正案こ
 そ学界の意見を反映していたが、衆
 院解散で廃案となった。

再審制度見直しの機運が高まった
 のは、袴田巖さんの無罪確定までに
 多大な時間を要したからだ。不正義
 を繰り返さないために議連案が生ま
 れた。出発点を忘れてはならない。

◆投稿は手紙かsiten@asahi.com
 へ。約1千字。採用の際、ご連絡しま
 す。デジタルメディアにも収録します。